

総合評価書骨子（案）

1. 評価対象政策（法第10条第1項第1号） 戦略的な研究開発と技術移転の加速化	
2. 政策所管部局 農林水産技術会議事務局 【大臣官房、消費・安全局、食料産業局、生産局、農村振興局、政策統括官、林野庁、水産庁】	3. 評価実施主体（法第10条第1項第2号） 農林水産技術会議事務局研究企画課
4. 評価実施時期（法第10条第1項第2号） 令和元年度	
5. 評価対象期間 平成26年度～平成30年度 （直近5年間を評価対象期間として設定）	
6. 政策の目的・目標 農業の持続的な発展や農林水産業・食品産業の成長産業化を促進するため、生産や流通等の現場のニーズに直結した戦略的な研究開発と、その成果の速やかな現場への移転によりイノベーションを起こし、生産性の大幅な向上、需要への的確な対応や新たな価値の創出等を促進する必要がある。 このため、委託プロジェクト研究や国立研究開発法人による研究開発等を実施し、生産・流通現場が直面する課題を速やかに解決するとともに、新たな技術を生み出す研究開発を推進することとし、特に、我が国の強みであるロボット技術や ICT、ゲノム技術等の最先端の技術を応用することにより、生産・流通システムを画期的に改善する技術の開発を推進する。 また、地球温暖化及び災害への対応等、公的機関が担うべき分野についての取組を一層強化するとともに、レギュラトリーサイエンス（根拠に基づく的確な予測、評価及び判断を行うための科学）の充実、強化により食品安全、動植物防疫等の課題に的確に対応する。	
7. 政策の具体的内容 戦略的な研究開発と技術移転の加速化を図るために、以下の取組を実施してきている。 （1）委託プロジェクト研究 ① 市場開拓に向けた取組のための研究開発 国産農林水産物への新しい訴求ポイントの創出、及び輸出に向けた技術的課題への対応のための研究開発等を推進。 ② バリューチェーン構築のための研究開発 実需者等のニーズに的確に対応した品種開発、再生可能エネルギーを効率的に生産・利用するための技術開発等を実施。 ③ 生産現場強化のための研究開発	

低コスト・省力化、軽労化に対応した技術や持続可能な養殖技術等を開発。

- ④ 農林水産分野における気候変動対応のための研究開発
気候変動の影響評価や適応技術等を開発。
- ⑤ 食品の安全性と動物衛生の向上のための研究開発
ヒ素・カビ毒等のフードチェーンにおけるリスク低減技術、口蹄疫等の重要家畜疾病の侵入・まん延を防止する技術等を開発。
- ⑥ 営農再開のための放射性物質対策技術の開発
除染が完了した農地において農業者が容易に、かつ安心して営農を再開できるようにするための技術を開発。

(2) その他（委託プロジェクト研究以外）

産学官の連携及び競争的環境の整備、若手研究者の育成や流動性の促進、研究成果の活用促進、地域における農業研究の振興を目的とした研究開発等を実施。

(3) 国立研究開発法人における研究開発

- ① 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
 - i) 農業の生産流通システムを革新し、大幅なコスト削減を実現する研究開発
 - ii) 農産物の単収・品質向上を促進し、「強み」をさらに引き伸ばす研究開発や農村に新たな産業や雇用を生み出す研究開発
 - iii) 安全で信頼され付加価値の高い農産物・食品の安定供給や、国民の健康長寿に貢献する研究開発
 - iv) 農業の持続化・安定化を図る研究開発や、地球規模の食料・環境問題に対処する研究開発
- ② 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
 - i) 開発途上地域における持続的な資源・環境管理技術の開発
 - ii) 熱帯等の不良環境における農産物の安定生産技術の開発
 - iii) 開発途上地域の地域資源等の活用と高付加価値化技術の開発
 - iv) 国際的な農林水産業に関する動向把握のための情報の収集、分析及び提供
- ③ 国立研究開発法人森林研究・整備機構
 - i) 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発
 - ii) 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発
 - iii) 木材及び木質資源の利用技術の開発
 - iv) 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化
- ④ 国立研究開発法人水産研究・教育機構
 - i) 水産資源の持続的な利用のための研究開発
 - ii) 水産業の健全な発展と安全な水産物の安定供給のための研究開発
 - iii) 海洋・生態系モニタリングと次世代水産業のための基盤研究

8. 評価の観点（法第10条第1項第3号）

研究開発には不確実性、成果発現までの長期性や予見不可能性等の特性があり、こうした点を踏まえつつ、以下、政策評価の基本的観点である必要性、有効性、効率性の3つの観点をもとに評価を行う。

（1）必要性

- ①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等からみた重要性
- ②科学的・技術的な意義
- ③国が関与して推進する必要性

（2）有効性

- ①アウトプット目標の達成度及び今後の達成可能性
- ②社会・経済等に及ぼす効果の目標（アウトカム目標）の今後の達成可能性や、その実現に向けた成果の普及・実用化の道筋の妥当性

（3）効率性

- ①研究推進方法の妥当性

なお、他の評価の観点である公平性、優先性については、以下の理由から選択しない。
公平性については、政策効果の受益や費用の負担が公平に分配されているかとの観点であるが、本政策の効果は国民全体に及ぶものであり、また、特定の者に補助金等を交付する性質のものではないため選択しない。

優先性については、他の政策よりも優先的に実施されるべきかとの観点であるが、本政策は、農業の持続的な発展や農林水産業・食品産業の成長産業化を促進するため、生産や流通等の現場のニーズに直結した戦略的な研究開発と、その成果の速やかな現場への移転により、生産性の大幅な向上、需要への的確な対応や新たな価値の創出等を促進するものであり、かつ、研究開発には不確実性、成果発現までの長期性や予見不可能性等の特性があるため、国が自ら実施すべきものであり、優先性は自明であることから選定しない。

9. 学識経験を有する者の知見の活用（法第10条第1項第5号）

- 農林水産技術会議評価専門委員からの意見聴取
- 農林水産省政策評価第三者委員からの意見聴取

10. 評価を行う過程において使用した資料その他情報（法第10条第1項第6号）

- ・研究開発評価の評価個票（7.（1）（2）関係）
- ・国立研究開発法人の業務の実績に係る評価書（7.（3）関係）

11. 政策効果の把握の手法及びその結果（法第10条第1項第4号）

【把握の手法】

7に掲げる取組については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成24年12月内閣総理大臣決定）」及び「独立行政法人の評価に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定）」に基づき、それぞれ評価を実施している。本総合評価では、平成30年度までに実施した個別の評価結果を活用して、本政策分野における研究開発の取組の必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価するとともに、評価対象期間に実施した取組における課題の抽出を行う。

12. 政策評価の結果（法第10条第1項第7号）

平成26年度から平成30年度に実施した委託プロジェクト研究や国立研究開発法人に対する評価結果から課題を把握し、各種施策や戦略等の策定に生かす。

政策評価（総合評価）にかかるスケジュール（案）

7月下旬	・政策評価第三者委員会で総合評価書骨子案を提示
8月上旬	・総合評価書骨子確定
8月下旬 ～ 12月上旬	・総合評価書案作成
1月	・総合評価書案について委員から意見聴取
3月	・総合評価書公表